

【令和５年度】「地域密着型サービス指定候補事業者」の公募について

江戸川区では、利用者の立場に立ったサービス提供体制を確保・実現するため、公募により、健全で円滑な事業運営を見込める「地域密着型サービス指定候補事業者」を選定しています。

募集内容は以下のとおりです。

１ 今回募集する圏域・サービス名等

サービスの種類 ※２、※３	日常生活圏域														
	① 北小岩	② 小岩	③ 鹿骨	④ 瑞江	⑤ 篠崎	⑥ 松江北	⑦ 松江南	⑧ 一之江	⑨ 船堀	⑩ 二之江	⑪ 宇喜田・小島	⑫ 長島・桑川	⑬ 葛西南部	⑭ 葛西中央	⑮ 小松川平井
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	○	○	—	—	—	—	—	○	○	—	○	—	—	—	○
小規模多機能型居宅介護 ※１	○		○	○	—	—	○			○			○		○
看護小規模多機能型居宅介護 ※１	○		○	○	—	—	○			○			○		—
認知症対応型通所介護（認知症デイサービス）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
夜間対応型訪問介護	—														○
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	—														

「○」＝該当する日常生活圏域（以下「圏域」）の枠内で１事業者を募集（選定）。

「—」＝募集なし。

※１ 上表網掛けのある圏域で新規に小規模多機能型居宅介護又は看護小規模多機能型居宅介護を整備する場合には、区独自の１年分の運営費補助を予定しています。

※２ 募集していないサービスでも、募集対象サービスとの併設計画は応募可とします。

例) ③鹿骨圏域：グループホーム単独…応募不可

例) 〃 ：グループホームと小規模多機能型居宅介護の併設…応募可

例) 〃 ：グループホームと看護小規模多機能型居宅介護の併設…応募可

例) 〃 ：グループホームと認知症デイサービスの併設…応募可

※３ 地域密着型特定施設（小規模介護専用型有料老人ホーム）、地域密着型介護老人福祉施設（小規模特別養護老人ホーム）については、具体的計画があればご相談ください。

2 応募の資格と整備条件

- ・当該サービスを運営する法人又は病床を有する診療所を開設している者（看護小規模多機能型居宅介護を運営する場合に限る。）であること。
- ・「江戸川区指定地域密着型サービス事業等の運営等に関する基準を定める条例」で定める基準を満たすこと。

※区の条例は、ホームページから閲覧できます。

[区ホームページ](#)>[健康・医療・福祉](#)>[福祉・介護](#)「[介護保険](#)」>[介護保険のページ](#)>[条例計画など](#)

- ・令和**5**年度中に事業立ち上げに着手可能な計画であること。
- ・1事業者が1回の公募の機会に応募できるのは、1事業所まで。ただし、同一敷地に複数のサービスを併設する計画は可とします。

例) 1階：小規模多機能型居宅介護、2・3階：グループホーム

- ・応募申込み以降の計画地の変更は不可とします。
- ・土地所有者と運営事業者間での賃貸借等の承諾書を提出すること。
- ・借入金がある場合、融資見込証明書を提出すること。
- ・事業計画地での建築が可能であることを、都市計画課開発指導係、建築指導課指導係に確認していること。

※都市計画課開発指導係…住宅等整備基準条例に関する相談

※建築指導課指導係…建築確認に関する相談

- ・消防法令上の規定に適合した消防用設備を設置すること。
- ・施設整備費への補助金を希望する場合、抵当権が有る場合には抹消を確実にすること。
(グループホーム)
- ・施設整備費への補助金を希望する場合、家賃設定は東京都の「家賃等設定の考え方」に基づき算出した額を上限とすること。(グループホーム)
- ・施設整備費への補助金を希望する場合、土地及び建物が共有名義でないこと。(グループホーム)
- ・トイレはユニットごとに3か所以上(職員用を除く)を分散して設置し、玄関はユニットごとに設けること。(グループホーム)
- ・居室(宿泊室)前にバルコニーを設置し、原則として避難階段に接続していること。

3 応募の方法 ～応募をお考えの事業者の方へ～

応募する計画について事前相談を実施しています。事前に下記担当にご連絡の上、ご来庁ください。(応募に必要な計画書の書式は事前相談後にお渡ししています。)

【担当】 江戸川区福祉部 介護保険課指導係 (本庁2階②番窓口)

【電話】 03-5662-0892

【事前相談】 **令和5年6月8日(木)まで**

【計画書の受付期間】 **令和5年5月10日(水)から6月14日(水)まで**

【計画書の提出部数】 **正本1部、副本4部の計5部※**

※書類の不備、不足がある場合には受付できません。

4 応募にあたっての留意事項 (必ずお読みください)

(1) 日常生活圏域

「日常生活圏域早見表」(5～6頁)のとおりです。

※合わせてご参照ください。

[「江戸川区熟年しあわせ計画及び第8期介護保険事業計画」18頁。](#)

介護保険のページ>介護保険に関する条例や事業計画>事業計画・基礎調査>[第8期事業計画・基礎調査](#)

(2) 指定候補事業者の選定 (応募以降の流れ)

応募のあった事業者に対して、別途計画内容のヒアリングを行います。(7月中旬頃予定)

その後、「江戸川区地域密着型サービス運営委員会」での協議を経て、選定された事業者を地域密着型サービスの「指定候補事業者」とします。

選考結果の通知は9月下旬頃を予定しています。

なお、選考期間中は、選考状況等のお問い合わせにはお答えできません。また、協議の結果、指定候補事業者該当なしとする場合があります。

(3) 選考における評価項目

選考にあたっては、下記の項目について総合的な評価を行います。

① 事業者

運営理念、事業実績、経営状況、江戸川区での計画理由、今後の事業展開

② 計画地

開設に向けた近隣住民への対応、生活環境

③ 資金計画

資金調達状況

④ 計画内容

今回の事業の運営上の基本コンセプト、運営方針

⑤ 運営内容

職員体制(人員の確保と育成について)、地域との連携内容(地域密着型サービスとしての役割)、医療との連携、利用料金、緊急時の対応計画、非常災害対策計画、苦情処理体制

⑥ その他

(4) 応募書類の提出

(3)の選考評価項目を網羅した計画書とともに必要な添付書類は以下のとおりです(サービスによって若干異なります)。

(事業主体の概要)

事業者概要、沿革、事業者パンフレット、役員構成、役員の資格・略歴等、事業者の定款、登記簿謄本(写)、決算報告書及び確定申告書(直近3年分)、他の介護事業の概要・パンフレット等

(資金計画関係)

事業収支予定表（月毎1年分、年毎5年分以上）、資金計画表、給与費算定根拠、融資見込証明書（写）

(職員体制)

代表者の資格・略歴等、管理者の資格・略歴等又は選定条件

(土地・建物関係)

土地の登記簿謄本（写）、土地所有者の承諾書（写）、公図（写）、案内図、配置図、各階平面図、立面図、土地、建物の現況写真、既存建物の検査済証（改修型のみ）、建物の登記簿謄本の写し（改修型のみ）

(5) 施設整備費への補助金

- ・施設整備費への補助金がなければ成立しない計画は、指定候補事業者として選定された後に別途補助協議が必要です。工事着工は補助金内示以降となります。
- ・補助金不交付や減額も念頭に置いて、十分に対応できる計画としてください。
- ・補助金で整備された施設・設備は、財産処分制限期間を経過するまでは、補助事業目的外の使用、譲渡、交換、貸付及び担保の設定は不可となります。
- ・建物を土地オーナーが建設し、運営事業者がその物件を借りる形態（オーナー型）は、施設整備費への補助の対象とはなりません。

(6) 応募に伴う費用負担

応募に要する経費は、応募事業者のご負担となります。

(7) その他

財政状態及び収支シミュレーションの妥当性について、ご提出頂いた書類で公認会計士等に評価を委託しますのでご了承ください。

5 次回の公募の予定

募集の詳細は、公募時期に区ホームページ上で公表します。

日常生活圏域早見表

圏域		住所
1	北小岩	北小岩一丁目 2～26、二丁目 19～25・28～39、三～八丁目
2	小岩	上一色、北小岩一丁目 1、二丁目 1～18・26・27、北篠崎一丁目、西小岩、東小岩
		南小岩一丁目 5～15、二・三丁目、四丁目 1～8・10～18、五丁目 6～21、六～八丁目
3	鹿骨	興宮町、上篠崎、北篠崎二丁目、鹿骨、鹿骨町
		篠崎町一・二丁目、三丁目 2～4・8～15・21～23、五丁目 6～8・13・14、七・八丁目、中央三丁目 16～19
		新堀、西篠崎、春江町一丁目、二丁目 5～11・29・30、東松本、本一色、松本
		南小岩一丁目 1～4、四丁目 9、五丁目 1～5、谷河内一丁目
4	瑞江	江戸川一～三丁目、四丁目 1～14、西瑞江三丁目、四丁目 4～8、春江町二丁目 1～4・12～28・31～50、三丁目
		東瑞江、瑞江
5	篠崎	篠崎町三丁目 1・5～7・16～20・24～33、四丁目、五丁目 1～5・9～12、六丁目
		下篠崎町、東篠崎、東篠崎町、南篠崎町、谷河内二丁目
6	松江北	大杉、中央一・二丁目、三丁目 1～15・20～26、四丁目
		西一之江一丁目、二丁目 1～25、三丁目 4～8・17～27、四丁目 5・11～13、西小松川町、松島
7	松江南	西一之江三丁目 1～3・9～16・28～45、四丁目 1～4・6～10・14～16、東小松川
		松江一～四丁目、五丁目 4～13・26～28、六丁目 3～9、七丁目
8	一之江	一之江、西一之江二丁目 26～31、西瑞江四丁目 1～3・11～27、春江町四丁目、五丁目 1・2・7・8
9	船堀	北葛西一丁目 1・2・5・15～19、二丁目 1～3、船堀一～六丁目、七丁目 1～15
		松江五丁目 1～3・14～25、六丁目 1・2・10・11
10	二之江	一之江町、江戸川四丁目 15～20・22～25、五・六丁目、西瑞江五丁目、二之江町
		春江町五丁目 3～6・9～31、船堀七丁目 16～20
11	宇喜田・小島	宇喜田町、北葛西一丁目 3・4・6～14・20～25、二丁目 4～29、三～五丁目
		中葛西一丁目 1～30・33・35・36・38～49、二丁目 4・5・8・9、四丁目 2～11、西葛西一～五丁目、六丁目 1～11

12	長島・桑川	中葛西一丁目 31・32・34・37、二丁目 1～3・6・7・10～27、三丁目 4～9・22～29
		東葛西一～三丁目、四丁目 16～26・56・57、五丁目、六丁目 4・17～24・34～37・48～50
13	葛西南部	清新町、臨海町一～四丁目、五丁目 2・3、六丁目
14	葛西中央	中葛西三丁目 1～3・10～21・30～37、四丁目 1・12～20、五～八丁目、西葛西六丁目 12～29、七・八丁目
		東葛西四丁目 1～15・27～55・58、六丁目 1～3・5～16・25～33・38～47、七～九丁目、堀江町、南葛西
		臨海町五丁目 1
15	小松川平井	小松川、平井